

障害(補償)年金又は傷病(補償)年金の第1級の方すべてと第2級の精神神経・胸腹部臓器の障害を有している方が現に介護を受けている場合、介護補償給付（業務災害の場合）又は介護給付（通勤災害の場合）が支給されます。

## 支給の要件

### 1 一定の障害の状態に該当すること。

介護(補償)給付は、障害の状態に応じ、常時介護を要する状態と随時介護を要する状態に区分されます。常時介護又は随時介護を要する障害の状態は、次のとおりです。

	該当する方の具体的な障害の状態
常時介護	① 精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、常時介護を要する状態に該当する方（障害等級第1級3・4号、傷病等級第1級1・2号） ② { <ul style="list-style-type: none"> <li>・両眼が失明するとともに、障害又は傷病等級第1級・第2級の障害を有する方</li> <li>・両上肢及び両下肢が亡失又は用廃の状態にある方</li> </ul> など①と同等度の介護を要する状態である方
随時介護	① 精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、随時介護を要する状態に該当する方（障害等級第2級2号の2・2号の3、傷病等級第2級1・2号） ② 障害等級第1級又は傷病等級第1級に該当する方で、常時介護を要する状態ではない方

### 2 現に介護を受けていること。

民間の有料の介護サービスなどや親族又は友人・知人により、現に介護を受けていることが必要です。

### 3 病院又は診療所に入院していないこと。

### 4 老人保健施設、障害者支援施設（生活介護を受けている場合に限る。）、特別養護老人ホーム又は原子爆弾被爆者特別養護ホームに入所していないこと。

これらの施設に入所している間は、施設において十分な介護サービスが提供されているものと考えられることから、支給対象とはなりません。